

○使用に関するQ & A

Q 使用料を納付後、施設を使用しなかった場合、使用料は返還されないのですか？

A 不用の施設の予約を防止するためのものですが、当日の天候や使用団体の実情により弾力的に運用します。

Q 使用料は使用前にその都度納付しなければなりませんか？

A 原則は、使用前納付ですが、登録団体は使用後の納付、また、登録団体の希望により、最大3か月分をまとめて納付することも可能です。

Q 使用料はどのように納付するのですか？

A 使用料は町が発行する納付書により、町内金融機関、役場で納付することができます。

地区コミュニティセンターでも納付（領収証は後日発行）することができます。この場合、必ず町が発行した納付書をご持参ください。

Q 団体登録をしないと施設の使用が許可されませんか？

A 団体登録をしなくても施設は利用できます。団体登録をすることによって、使用料納付手続きの簡素化を図ることができます。

Q 体育館を半面使用、30分単位で使用した場合でも1時間分の使用料を支払わなくてははいけませんか？

A 体育施設等の半面使用、30分単位の使用がある場合は、規定の使用料の半額となります。

ただし、会議室の半面利用はできません。

Q 負担した使用料はどのような使われ方をするのですか？

A 今回の見直しによりご負担いただく使用料については、公共施設整備基金に積み立て、施設の修繕や備品購入等、施設の利便性の向上に努めます。

Q サロンの空間も使用料がかかりますか？

A サロンは誰でも自由に利用でき、特定の者が占有できないスペースであることから、使用料の対象とはしていません。

Q グラウンドも使用料がかかりますか？

A 今回の見直しは、施設の使用にあたって発生する経費（光熱水費等）の一部をご負担いただくものであり、グラウンドは対象としていません。